

杉並区教育ビジョン2012（案）

平成24年3月

杉並区教育委員会

目 次

教育ビジョン2012の策定について～策定の背景・趣旨	1
今後10年を見据えた杉並の目指す教育	2
目指す人間像	3
目標達成に向けた取組みの視点	4
取組みの方向	7
教育ビジョン2012の目標実現に向けて	9

杉並区教育ビジョン2012の全体像

基本目標

今後10年を見据えた杉並の目指す教育

共に学び共に支え共に創る杉並の教育

目指す人間像

夢に向かい、志をもって、自らの道を拓く人
「かかわり」を大切にし、地域・社会・自然と共に生きる人

【育みたい力】

- 1 自分の持ち味を見つけ、自ら学び、考え、判断し、行動する力
- 2 変化の時代をとらえ、たくましく生きる心と体の力
- 3 豊かな感性をもち、感動を分かちあう力
- 4 他者の存在を認め、多様な関係を結ぶ力
- 5 持続可能な社会を目指し、次代を共に支えていく力

目標達成に向けた取組みの視点

基盤づくりから質の向上へ

- 1 「学び」と「循環」の重視
- 2 「連続性」と「きめ細かさ」の重視
- 3 「かかわり」と「つながり」の重視

取組みの方向

- 1 子どもの豊かな人間性を育てる、より質の高い学校づくりを進めます
- 2 家庭・地域・学校のつながりを重視した、共に支える教育を進めます
- 3 地域と共に歩む「新たな公共空間」としての教育基盤を整えます
- 4 生涯にわたる豊かな学びや文化・スポーツ活動等を通じ、誰もが輝く地域づくりを進めます

教育ビジョン2012の策定について～策定の背景・趣旨～

少子高齢化や情報化の進展、それらに伴う家族や地域のあり方の変容など、教育を取り巻く環境も大きく様変わりする中、私たちには、先人の知恵を継承しつつ、多様な文化や個性を受け止め、他者や自然と共に生きていくことが求められています。

教育委員会では、平成17年に、「杉並区教育ビジョン」を策定し、平成22年度までの杉並の目指す教育、教育改革の方針を示し、この間、施策の展開を図ってきました。

そしてこのたび、区の新たな基本構想が策定されることを受け、杉並の目指す教育を実現するための指針となる、教育ビジョン2012の策定を行いました。

策定にあたっては、これまでの教育改革で築いた基盤の上に、次なる段階へ向けての方針を誰もが共有できるよう、学識経験者・区民・学校関係者等からなる「杉並区教育ビジョン策定委員会」を設置し、幅広い角度から検討を行いました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、私たちの心の中にある「人と人の絆と支えあいの大切さ」を呼び覚ましました。誰もが、命の尊さや思いやり、助けあいの大切さを痛感し、同時にその基となる教育の重要性に改めて気づきました。

私たちは、困難なことを他人任せにはせず、自らかかわり、一人ではできないことは人と協力し、次代を創り出していく主体者として、これからの教育を考えていかなければなりません。

教育ビジョン2012は、こうした背景・趣旨に基づき、基本目標として「今後10年を見据えた杉並の目指す教育」と「目指す人間像」を掲げるとともに、目標達成に向けた取組みの視点と方向を示すものとして策定するものです。

なお、教育ビジョン2012は、平成24年度から平成33年度までの10年間を見据えた杉並区の教育施策の基本計画であり、あわせて、教育基本法に基づく教育振興基本計画として位置づけます。

今後 10 年を見据えた杉並の目指す教育

共に学び共に支え共に創る杉並の教育

教育委員会は、今後 10 年を見据え、生涯にわたり誰もが共に学び支えあい、明日の杉並を創り出せるよう、人々が世代を超えて互いに共感し、響きあえる「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」を目指します。

人は誰もが、より良く生きたいという願いをもっています。それは、健康であり、自分の持つ力を十分に高め伸ばしていくとともに、地域や社会に貢献しようとしていくことでもあります。その基となるのが、生涯にわたり学び続けていく力です。

学びとは、様々な人やものとのかかわりを通し、次のとおり段階を経て、順序立てて行われるものです。

乳幼児期は、保護者や周囲の大人の支えにより、人格形成の基礎となる学びを行います。特に幼児期に入ると、生活の場、他者との関係、興味や関心などが急激に広がり、依存から自立に向かうようになります。地域や社会は、その成長を見守るとともに、保護者が子どもを育む力を支えていきます。

学齢期は、生活時間の中心が学校となり、教員の指導のもと子ども同士が交流し、学びあい、自分らしさを育みます。また、多様な大人や異年齢の子どもとの出会いの中で、自らの生き方を考えていきます。さらに、地域の豊かなかかわりを通して育った子どもには、成長とともに、大人に見守られる立場から、地域の一員としての自覚と責任感が芽生えていきます。

成人期は、責任ある立場で社会や家庭を支えつつ、人々が安心して暮らせるように、地域の一員として生活環境をより良くしていくため学び、活動の一端を担っていきます。また、仕事や家庭とは違う世界や仲間と出会い、自分らしさを磨き、生きる喜びを確かなものとしていきます。また、高齢期は、これまでの多くの経験から身につけた考え方や行動を通して、日々の生活の拠点となる地域への関心も高まります。次代を担う子どもたちをゆったりと見守り、人生で学んだことを、社会の財産として多様な世代に伝えることを通し、生きがいにつなげていくことにもなります。

大人は、次代を担う子どもたちの学びと成長について目標を共有し、その目標に向けて誰もが主役として協働していくことが、次の目標と活動への原動力となっていきます。その結果、大人たちの一体感を生み出し、より質の高い教育を創り出します。

一体感が醸成された「人と人の絆と支えあい」のある地域コミュニティのもと、いい学校が育ちます。そして、いい学校のあるところにいいまちができていきます。「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」は、これまでの「まちが育てる学校」の考え方を土台にしつつ、共に支え共に創る「学びのまち・杉並」を目指して、あらゆる人々の参画と協働により、生涯にわたる学習環境を整えていきます。

目指す人間像

夢に向かい、志をもって、自らの道を拓く人
「かかわり」を大切にし、地域・社会・自然と共に生きる人

自ら進むべき方向を明確にし、自信をもって人生を切り拓くためには、様々な困難に出会っても粘り強く取り組み、くじけずに立ち向かう「強い志」と「社会を生き抜く力」を身につけることが必要です。これらはまさに、人間として自立した姿であり、いつの時代においても求められる姿です。

また、様々な人や自然とかかわりながら、より良い道を歩んでいくことも求められます。同じ社会に生きる人間として、様々な個性や違いなどをお互いに認め、支えあい受け入れていく姿勢を身につけ、豊かな自然環境を大切にし共に生きていく態度をもつことは、社会の一員として自立した姿でもあります。

【育みたい力】 そのような人を目指すために、5つの育みたい力を掲げます。

1 自分の持ち味を見つけ、自ら学び、考え、判断し、行動する力

多くのかかわりや経験を通して、自分のもつ特性や能力に気づき、生涯にわたり学習する基盤となる、主体的に学ぶ力を養うとともに、自ら考え、判断し、自律の精神に基づき行動する力を育みます。

2 変化の時代をとらえ、たくましく生きる心と体の力

変化の激しい時代の中で、たとえ困難に遭遇しても、これまで歩んできた道を踏まえつつ、自らの進むべき方向を模索して柔軟に立ち向かい、希望をもってたくましく生きていく強い心と体の力を育みます。

3 豊かな感性をもち、感動を分かちあう力

様々な体験を通し、感じ取る心や感動する心など豊かな人間性の基となる感性を磨き、何事にも関心をもって行動する姿勢を養うとともに、自らを高め他者と感動を分かちあう力を育みます。

4 他者の存在を認め、多様な関係を結ぶ力

かけがえのない生命を尊重するとともに、他者の個性や立場を認め、色々な見方や考え方があることを理解して、より良い社会をつくっていくための公共心や他者と多様な関係を結ぶ力を育みます。

5 持続可能な社会を目指し、次代を共に支えていく力

様々な学びの成果を個人に留めず、次代に継承し「知の連鎖」を図るとともに、いつの時代においても、人も自然も共に大切に続けるという持続可能な社会を目指し、社会の一員である意識を高め、次代を共に支えていく力を育みます。

目標達成に向けた取組みの視点

基盤づくりから質の向上へ

これまで教育委員会では、区費教員の養成・採用、30人程度学級の実施、学校支援本部の設置、地域運営学校の指定など、教育基盤の整備を図ってきました。今後は、この教育基盤を土台とし、様々な施策を点から線へ、線から面へと繋げ、より豊かな教育の実現を目指し取り組みます。そのために、3つの視点を重視していきます。

1 「学び」と「循環」の重視

学びは、教えてもらうという受け身の姿勢ではなく、生涯にわたって学ぼうとする積極的な姿勢によって、より有効となります。学びの成果は、まずは一人ひとりの内なる力として積み重ねられ、次の段階で自らをより発展させていく糧となります。また、子どもや他者の学びと成長にかかわる中で、かかわる側の人々も喜びや学びを得ながらその成果を地域や次の世代に伝えていくことも、学びを深めていく過程で大切なものです。こうした、「学び」と「循環」を重視した教育を推進していきます。

2 「連続性」と「きめ細かさ」の重視

人間は一步一步階段を上るように成長していきます。その成長を支えていく立場の人は、成長の見通しを持ちながらも、根気強く現在の発達段階に応じて順序立てた指導を行っていきます。学びの成果が確実に身につく、次の段階でより発展させていくため、「連続性」をもった指導も必要です。

また、学びをより深めていくには、一人ひとりの成長や発達に応じた「きめ細かな」支援も必要です。指導にあたる一人ひとりが協力しあう関係を築きながら、「連続性」と「きめ細かさ」を重視した教育を推進していきます。

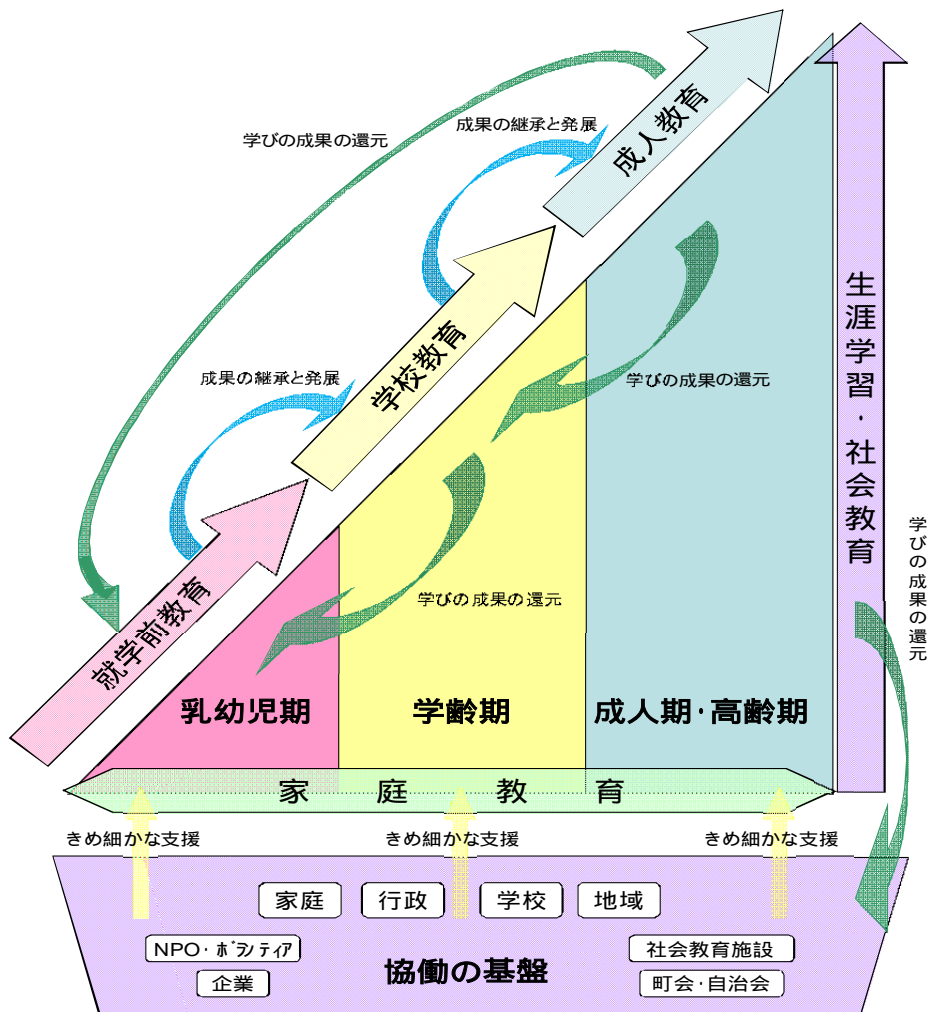


図1 「学び」と「循環」、「連続性」と「きめ細かさ」のイメージ

3 「かかわり」と「つながり」の重視

人は一人で生きているのではなく、家庭や地域の一員として、また学校や会社などの組織の中で生きています。身の回りの人々や組織と「かかわり」あう経験は、徐々に信頼関係を築き、他者への敬意やいたわりの心を伴う「つながり」を育てていきます。それは、考えているだけではできません。自ら「かかわり」を求めて他者に働きかけていくことが大切です。また、支えあう関係を育もうとする人が仲介役となって、顔の見える地域づくりをしていくことも必要です。「つながり」と「かかわり」を重視した教育は、「人」や「施設」、「情報」、「仕組み」による、横断的な取組みを要として推進していきます。

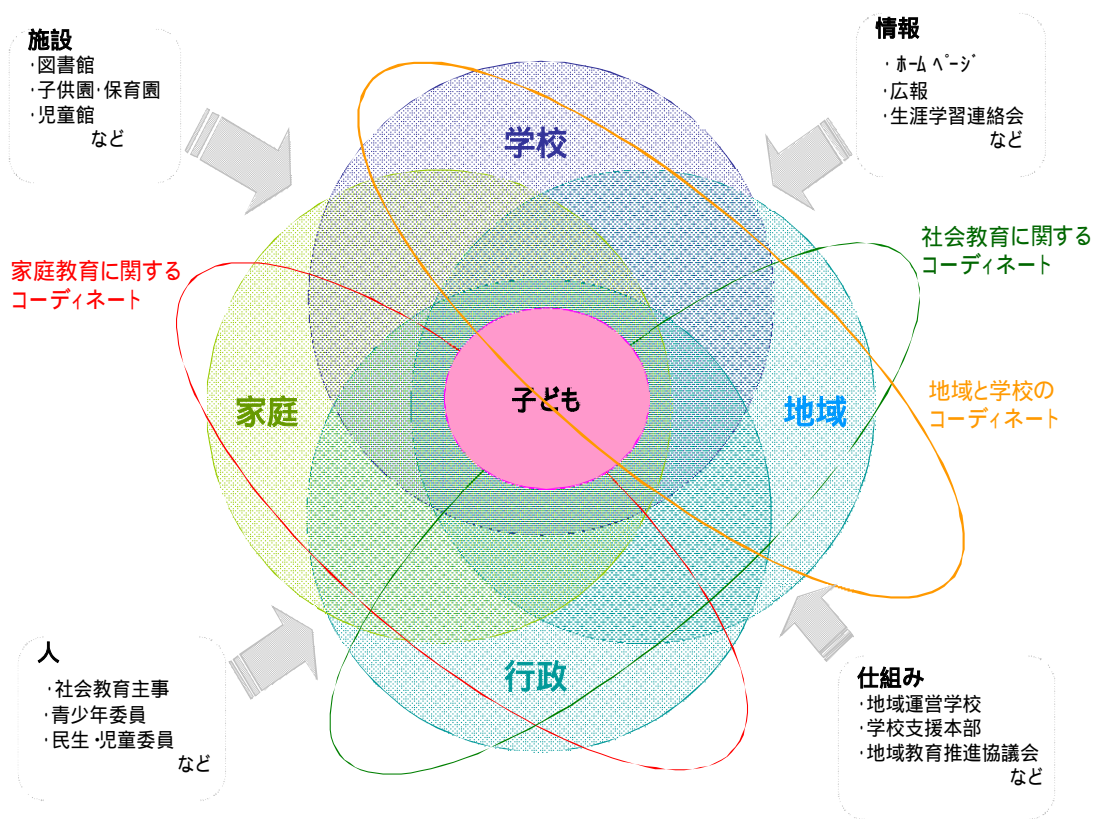


図2 「かかわり」と「つながり」のイメージ

取組みの方向

前章の視点を基に、4つの方向で取組みを進めます。

1 子どもの豊かな人間性を育てる、より質の高い学校づくりを進めます

全ての子どもたちへの切れ目のない成長・学びの支援をきめ細かく行い、知・徳・体の調和のとれた人間形成を行うとともに、感性を磨き、豊かな人間性を育てるより質の高い学校づくりを行います。特に、義務教育9年間は一貫した理念に基づいた教育を行うことにより、子どもたちの長い人生を自ら自信をもって切り拓いていけるような基盤を形成していきます。そのために、生涯にわたり学習する基盤となるよう、基礎的な知識や技能を身につけるとともに、自ら考え、判断し、表現する力を育み、進んで学習に取り組む態度を養う学校づくりを進めます。

(取組み例)

- ・ 小中一貫教育の推進
- ・ 特別支援教育の充実
- ・ 就学前教育の充実

2 家庭・地域・学校のつながりを重視した、共に支える教育を進めます

家庭と地域と学校が信頼関係を育むことで、学校を核とした地域の絆を深めていきます。それは、学校外での体験を中心にした子どもたちの豊かな成長の機会を確保しながら、学校の総合的な教育力を高めていくものです。地域の人々が学校にかかわり、また、学校を離れた場所で、保護者や地域が子どもの成長にかかわる仕組みを整備することを通して、子ども・教職員・保護者・地域が、目標を共有し、子どもの学びを共に支える教育を進めます。

(取組み例)

- ・ 地域に開かれた学校づくりの推進
- ・ 地域の教育関係者・施設の連携推進

3 地域と共に歩む「新たな公共空間」としての教育基盤を整えます

学校は、子どもの学びの場にとどまらず、人が行き交いつながりが生まれる地域の拠点であり、大人の学び場でもあります。また、地域において最も安全で安心できる身近な場であることが求められています。さらに、日々の場づくりは、大災害等において、学校は支えあいの拠点になるという地域の意識も育んでいきます。そうした、地域と共に歩む「新たな公共空間」としての学校の役割を見据えて、施設・設備等の環境を整えます。

(取組み例)

- ・ 区立小中学校の改築
- ・ 教育諸施設の整備・充実

4 生涯にわたる豊かな学びや文化・スポーツ活動等を通じ、誰もが輝く地域づくりを進めます

誰もが身近な場所で、豊かな学びや文化・スポーツ活動等に親しめることは、健康や安心感を育み、生活の質の向上に寄与します。生きがいをもって誰もが輝く地域づくりは、杉並区が目指す質の高い住宅都市に欠かせない要素です。全ての区民の学び・活動・創造の場の整備を進めることで、多世代の地域参加を促進します。また、自らが学び得たことを発信し、学びあい、次代に伝えていくという「知の循環型社会」を目指した地域づくりを進めます。

(取組み例)

- ・ スポーツ・健康増進活動の支援
- ・ 図書館サービスの情報化の推進

教育ビジョン2012の目標実現に向けて

1 家庭・地域・学校それぞれが、教育の重要な担い手として(誰もが主役)

子どもの成長と学びには、家庭も地域も学校も、その役割に応じた教育責任を負い、それぞれが教育の重要な担い手・当事者として、共に支えあうことが必要です。誰もが教育ビジョン2012を共有し、共に取り組むことで、目標が実現します。

2 協働の拡大と地域コミュニティの形成による教育の展開へ(まちが育てる)

杉並の目指す教育を具体化していくため、教育の最大の基盤ともいえる地域コミュニティの形成に努めます。またそのために、行政をはじめ、学校や保護者、町会・自治会、企業・商店街、NPO・ボランティア団体など、様々な主体や場を活かした協働の推進を図っていきます。

3 行政の横断的な連携を深めた施策の展開で

子どもの成長や人としての学びには、本来、社会を構成する様々な分野・要素がかかわるものです。今後の教育施策は、これまでも増して区民生活や保健福祉、環境、まちづくりなどの分野とのつながりを重視し、関連部局との横断的な施策の展開に努めていきます。

4 教育ビジョン2012の計画的な推進に向けて

教育ビジョン2012に基づき、平成24年度を始期とする新たな行動計画として、「杉並区教育ビジョン2012推進計画」を策定し、杉並の目指す教育の実現のため計画的な推進に努めていきます。

参 考 資 料

- 1 杉並区教育ビジョン策定委員会委員名簿
- 2 杉並区教育ビジョン2012の策定経過
- 3 杉並区教育ビジョン策定委員会設置要綱

1 杉並区教育ビジョン策定委員会委員名簿

区分	氏名	所属等	備考
学識経験者	永井 順國	政策研究大学院大学客員教授	委員長
	坂野 慎二	玉川大学教職大学院教授	委員長職務代理者
公募・ 団体推薦	清水 由美子	杉並区青少年委員協議会会長	
	大浦 留美子	杉並区立小学校 PTA 連合協議会会長	
	鈴木 雅也	杉並区立中学校 PTA 協議会副会長	
	神谷 由美子	一般公募	
	野口 晃菜	一般公募	
学校関係者	藤川 ゆり	杉並区立高井戸西幼稚園副園長	
	中島 豊	杉並区立天沼小学校校長	
	秋山 純子	杉並区立西宮中学校校長	
	松浦 隆太郎	杉並区立済美養護学校校長	
教育委員会 事務局	吉田 順之	杉並区教育委員会事務局次長	
	玉山 雅夫	杉並区立済美教育センター所長	

2 杉並区教育ビジョン2012の策定経過

(1) 杉並区教育ビジョン策定委員会

回次	開催日	主な議事
第1回	平成23年5月17日	委員委嘱、委員長選出、策定方針について
第2回	平成23年6月21日	杉並区の教育についての理念・基本的な考え方について
第3回	平成23年7月7日	〃
第4回	平成23年9月1日	教育ビジョン骨子案について
第5回	平成23年11月11日	「教育ビジョン2012(案)」について
第6回	平成24年3月21日	「教育ビジョン2012(案)」について

(2) 教育委員会

区分	開催日	内容
教育委員会定例会	平成23年4月13日	策定方針の決定
〃	平成23年6月8日	策定委員会の進捗状況の報告
〃	平成23年7月27日	策定委員会の進捗状況の報告
〃	平成23年9月14日	教育ビジョン骨子報告
教育委員会臨時会	平成23年11月22日	「教育ビジョン2012(案)」の決定
教育委員会定例会	平成24年3月28日	「教育ビジョン2012」の決定(予定)

3 杉並区教育ビジョン策定委員会設置要綱

平成 16年 8月 20日

杉教第 5985 号

改正 平成 17年 4月 1日杉教第 1092 号 平成 18年 7月 26日杉教第 4872 号
平成 19年 4月 1日杉教第 247 号 平成 23年 3月 31日杉教第 12627 号

(設置)

第 1 条 次代を担う子どもたちの個性豊かな人間性を培う教育を実現するとともに、区民の学習、文化、スポーツ活動の振興を図ることを目指し、「杉並区教育ビジョン」を策定するため、杉並区教育ビジョン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 杉並区教育ビジョンの策定に関すること。
- (2) その他杉並区教育ビジョンに関し、必要と認める事項

(構成)

第 3 条 委員会は、別表 1 に掲げる者につき、教育委員会が委嘱又は任命する委員 13 名以内をもって組織する。

2 委員の任期は、杉並区教育ビジョンを策定した日までとする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員長は、会議を招集し、議事を主宰する。

- 2 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の議決があったときは、非公開とすることができる。
- 3 委員長は、会議に際し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(幹事会)

第 6 条 委員会の事務を補佐するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表 2 に掲げる者をもって組織する。
- 3 幹事会の幹事長は、幹事会を招集し、会務を掌理する。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局庶務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日杉教第247号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日杉教第12627号)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

別表1(第3条関係)

学識経験者	2名以内
団体推薦	3名以内
一般公募	2名以内
杉並区立幼稚園・子供園副園長	1名
杉並区立小学校長	1名
杉並区立中学校長	1名
杉並区立特別支援学校長	1名
教育委員会事務局職員	2名以内

別表2(第6条関係)

幹事長	教育委員会事務局参事(特命事項担当)
幹事	教育委員会事務局教育改革担当部長
幹事	杉並区立中央図書館長
幹事	教育委員会事務局庶務課長
幹事	教育委員会事務局教育人事企画課長
幹事	教育委員会事務局統括指導主事
幹事	教育委員会事務局教育改革推進課長
幹事	教育委員会事務局学校適正配置担当課長
幹事	教育委員会事務局学務課長
幹事	教育委員会事務局社会教育スポーツ課長
幹事	杉並区立済美教育センター副所長
幹事	杉並区立済美教育センター教育支援担当課長